

最近お問い合わせがあったQ&A(H29. 12. 15時点)

61	報酬	通所型サービス 訪問型サービス	日割り計算の起算について	予防給付で利用していた人が、要支援認定更新に伴い、総合事業(みなし)サービスに切り替え、月途中からサービスの利用を開始した場合、日割り計算が必要か。	予防給付から総合事業に切り替える場合は、新たに総合事業サービスの利用契約を締結することから、「利用者との契約開始」として取扱い、日割り計算の対象となります。なお、本市において日割り計算の起算日は、契約日ではなく「サービス提供開始日」として解釈し運用します。(詳しくはホームページ「月額包括報酬の日割り請求に係る適用について」をご確認ください)※みなし指定の事業所での取扱いなので、平成30年3月までとなります。	高齢介護課
62	報酬	ケアマネジメント	初回加算の算定について	要支援認定者が更新に伴い、これまで利用してきた予防給付を位置づけたケアプランから総合事業サービスを位置づけたケアプランを作成し実施する場合、初回加算の算定は可能か。	初回加算については、①新規に介護予防支援もしくは介護予防ケアマネジメントを実施する場合(介護予防支援もしくは介護予防ケアマネジメントが終了して2月以上経過した後)、②要介護認定者が要支援認定を受け、あるいは事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合に算定が可能です。従いまして、お尋ねの場合においては、上記の要件に該当しないため、初回加算の算定はできません。	高齢介護課
63	報酬	通所型サービス 訪問型サービス	暫定ケアプランにおける介護給付と総合事業の緩和型サービスの算定について	認定期間満了までに更新認定の結果が出なかった場合や、区分変更申請を行った場合等で、介護予防の暫定ケアプランに生活援助を位置づけ、総合事業の生活援助型訪問サービスを利用する場合、結果が要介護1だったときには、生活援助型訪問サービス費は算定することができないと思われるが、どのように対応すればよいか。	本来生活援助型訪問サービスについては、介護予防型サービスと運営基準等が異なるため、認定結果が要介護だった場合はそのサービス費を算定することができません。そのため、本市においては、認定結果が出るまでの間、介護予防の暫定ケアプランに生活援助型訪問サービスを位置づけた場合でも、介護予防型訪問サービスでの提供を可能とします。また、介護の暫定ケアプランに訪問介護(生活援助)を位置づけサービスの提供が行われたが、認定結果が要支援だった場合においては、介護予防型訪問サービス費で算定することが可能です。ただし、翌月以降については、利用されたサービスに応じた区分で請求してください。なお、有資格者による生活援助が必要な場合は、別途「介護予防型訪問サービス費算定のための理由書」の提出が必要です。	高齢介護課